

- ・平成29年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果を公表
- ・36協定について

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”
“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

平成29年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果を公表

厚生労働省より、昨年11月に実施した「過重労働解消キャンペーン」における重点監督の実施結果についての取りまとめが公表されました。

今回の重点監督は、長時間の過重労働による過労死等に関する労災請求のあった事業場や若者の「使い捨て」が疑われる事業場などを含め、労働基準関係法令の違反が疑われる7,635事業場に対して集中的に実施したものです。実施結果を一部抜粋してご紹介します。

【重点監督結果のポイント】

- (1) 監督指導の実施事業場: **7,635事業場**
このうち、5,029事業場(全体の65.9%)で労働基準関係法令違反あり。
- (2) 主な違反内容 * (1)のうち法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場
・違法な時間外労働があったもの: **2,848事業場(37.3%)**
うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が
月80時間を超えるもの: 1,694事業場(59.5%)
うち、月100時間を超えるもの: 1,102事業場(38.7%)
うち、月150時間を超えるもの: 222事業場(7.8%)
うち、月200時間を超えるもの: 45事業場(1.6%)



厚生労働省により、違法な時間外労働が認められた事業場に対して、是正に向けた指導が行われました。今後も長時間労働の是正に向けた取組が積極的に行われる予定です。

36協定について

最近おかげ様で事業が忙しくなってきました。従業員に残業してもらおうと思っていますが、何か気をつけることがあれば教えてください。



①

時間外労働を行う場合、予め、使用者と従業員の代表の方が「36協定」を締結し、その協定を労働基準監督署へ届け出ることが必要です。

締結する際は、**従業員の過半数で組織する労働組合**、その労働組合がない場合は**従業員の過半数を代表する者**との書面による協定が必要です。



②

協定を締結すれば、いくらでも残業してもらえるのでしょうか。



③

協定締結の際は、「時間外労働を行う業務の種類」や、「1ヶ月や1年当たりの時間外労働の上限」を決めなければなりません。

時間外労働の上限は、厚生労働大臣告示において**1ヶ月45時間、1年360時間**等とされています。
(ただし、特別条項を締結すれば、年間6ヶ月まで、限度時間を超えて労働させることができます。)



④

協定の届出書を作るのに手間がかかりそうですね。後回しにならないように、何か簡単にできる方法があればいいのですが…。



⑤

厚生労働省のサイトに36協定届・1年単位の変形労働時間制に関する書面の作成支援ツールがありますので、こちらを利用してみてはいかがでしょうか。

作成支援ツール

URL: <http://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/support.html>



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。
また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

お知らせ

「ビタミンM」メール配信サービスを始めました！「kcr@nkgr.co.jp」に＜事業所名・お名前・メール配信希望＞をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営
〒561-8510
大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル
発行責任者: 社会保険労務士 岩田健
執筆担当者: 岩城 恵美

TEL: 06-6868-1193
FAX: 06-6862-4662
Mail: kcr@nkgr.co.jp

作成日: 2018.5.21
NK-GROUP

イラスト協力: WANPUG